

学校人権教育指導資料集

第31集

「ふれあうこと」「かかわること」
そして「つながること」



ここをクリック
目次へ

千葉県教育庁教育振興部指導課

はじめに

千葉県では、平成16年に「千葉県人権施策基本指針」が策定され、16項目におよぶ個別課題が取り上げられました。この指針では、教職員を医療関係者等とともに人権に係る「特定職業従事者」に位置づけ、より一層の研修の充実等が求められています。

また今年度、千葉県教育委員会が策定した教育振興基本計画（「みんなで取り組む『教育立県ちばプラン』」）は、「元気プロジェクト」の重要な柱の一つとして、「自他ともに尊重し命を大切にす心の教育の推進」を掲げています。

この中では、その冒頭に「人権を尊重し、あらゆる不合理な差別を許さない教育の推進」を位置づけ、人権に関する教職員研修の在り方や保護者への啓発方法等について検討すること等を提示しているところです。

昭和56年、「同和教育実践指導資料集」として発行した第1集以来、「さらに充実した指導資料の作成」を目指して号を重ねてきました本資料集が、児童生徒の人権感覚の向上及び教職員の研修充実等に活用されることを期待します。

最後になりましたが本資料集の作成に御尽力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

千葉県教育庁教育振興部
指導課長 吉開 潔

目次（冊子）

はじめに

1	人権教育の推進のために	1
	（1）学校における人権教育とは	1
	（2）人権教育を進める基盤	2
	（3）学校としての組織的な取組	3
	（4）人権教育尊重の視点からの学校づくりと学力向上	4
2	さまざまな人権課題－千葉県人権施策基本指針－	5
	（1）子どもの人権	6
	ア 『いじめ』による人権侵害	6
	イ 「児童の権利条約」について	7
	<small>寄稿</small> 「心の叫びを聴くことから見えること」（福）千葉県いのちの電話理事 三橋 和弘 さん	8
	ウ 児童虐待の現状と対応	9
	<small>寄稿</small> 「児童虐待のない社会をめざすために」千葉県中央児童相談所児童福祉司 福田 修一 さん	11
	【学校の取組】－野田市立関宿中央小学校、館山市立第一中学校－	12
	（2）被差別部落出身者の人権	14
	①同和教育の成果を活した人権教育	14
	②同和教育の必要性	16
	公正な採用選考に向けて	18
	（3）ホームレスの人権（貧困問題）	19
	①「千葉県ホームレス自立支援計画」	19
	<small>寄稿</small> 「ホームレスについて子どもたちに考えてもらいたいこと」千葉県健康福祉部健康福祉指導課長 椎名 忠則 さん	19
	②副教材を活用した人権教育実践例	20
	<small>協力</small> 千葉県高等学校教育研究会 人権・同和教育部会	
3	特集－ひと－ 被差別の子どもたちとともに 近松良之	22
4	千葉県学校人権教育研究協議会の活動	23
	（1）外国人（日本語を母語としない）児童・生徒への支援	23
	（2）子どもの「性」と「生」を考える	24
	（3）「虐待の傷は癒えるのか」－情緒障害児短期治療施設への取材を通して－	25
5	人権課題に関する事例と対応検討	26
	（1）児童虐待の可能性に気づき関係機関との連携を図った事例	26
	（2）インターネット掲示板での誹謗中傷に対し解決を図った事例	27
	（3）黒板に書かれた差別落書を捉え人権教育を進めた事例	28

1 人権教育の推進のために

(1) 学校における人権教育とは



人権教育に取り組むにあたっては、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが大切です。

ア 人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようを目指すことを目指します。そのためには、人権感覚を育成していくことが求められます。



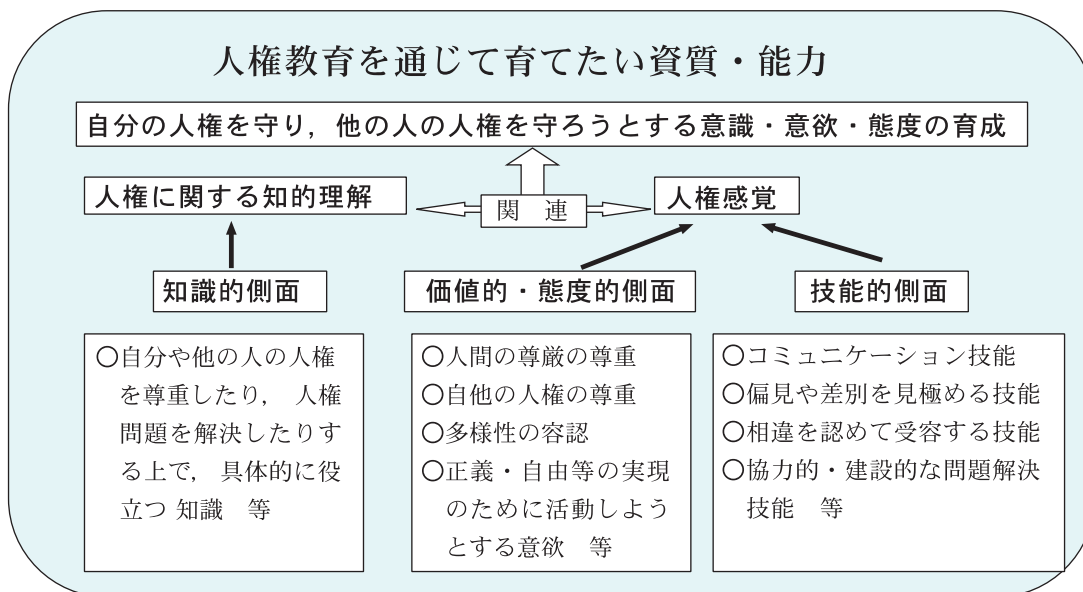
—《人権感覚》—

人権感覚とは、人権が守られている状態を感知し、これを望ましい状態と感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知したときには、それを許せないと感じる感覚です。

この人権感覚の育成は、人権教育の目標である人権尊重の理念を態度や行動に現すための原動力となります。

イ 人権教育の目標達成のために

人権教育の目標を達成するためには、人権感覚の育成とともに、人権や人権を擁護するための方法等の基本的な知識について理解させることも大切なはたらきかけです。そして、人権が守られるように実践しようとする意識（人権意識）や意欲・態度を向上させ、実践行動に結びつけることが求められています。



『人権教育の指導方法等の在り方について』より

※『人権教育の指導方法等の在り方について』

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年閣議決定)で指摘された、学校教育における人権教育の現状について、文部科学省は平成15年から「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を開催し、知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して、人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行ってきました。

この検討結果は、[第一次とりまとめ](平成16年)、[第二次とりまとめ](平成18年)、[第三次とりまとめ](平成20年)として公表され、すでに全国の学校等に配布されていますので御活用ください。

(2) 人権教育を進める基盤



人権教育の目標である意欲・態度等は、言葉で説明するだけで身に付くものではありません。このような人権感覚等を身に付けるためには、個々の児童生徒が、『自分は大切にされている』と実感を持つことができるような、教育環境づくりが基盤となります。

ア 取組の基盤

効果をあげるためには、その教育・学習の場である学校・学級が、人権尊重の精神にみなぎっている環境であることが求められます。

教職員にとっては、児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞くことや、明るく丁寧な言葉かけを行うことが、その基盤となります。特に、児童生徒の大切さを強く自覚して接することが重要です。

教育を受けることも、子どもたちがもっている大切な『基本的な人権』です。



《人権が尊重される人間関係づくり》

互いのよさや可能性を認め合える仲間

人権尊重の視点に立った学校づくり

《人権が尊重される学習活動づくり》

一人一人が大切にされ、互いのよさや可能性を發揮できる授業

《人権が尊重される環境づくり》

安心して過ごせる学校・教育環境

イ 自尊感情を育てましょう！

自尊感情とは、「自分はかけがえのない大切な存在だ」という気持ちです。また、自尊感情は「他の人の人権を尊重する」という意識・意欲・態度の源になると考えられています。

自己や他者を尊重しようとする感覚や意思の育成

《積極的にチャレンジする姿勢の向上》

「自己を高めよう」、「自ら進んで他者と交わろう」、「社会とかかわろう」、「規範を守ろう」等

《自尊感情の向上》

「認めてもらえてうれしかった」「役に立ててよかった」「私は大切な存在なんだ」「必要とされていると感じた」「自分は生きている価値がある」等

《自分を知り高める活動、他者と関わる態度やスキルを身につける活動》

○自然体験活動や社会奉仕活動等の体験活動、○高齢者・障害者・外国人等や異学年・異校種との交流活動、○演習やシミュレーション等による参加型学習 等

一人一人が『自分は大切にされている』と実感をもつことができる環境

自尊感情を持つことは、他の人の存在を尊重することにもつながります。



(3) 学校としての組織的な取組



学校においては、各教科等の指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通して、人権教育を推進していくことが大切です。そのためには、教職員が一体となって、人権教育に取り組む体制を整え、目標設定、指導計画の作成等の取組を組織的・継続的・計画的に行うことが大切です。

ア 目標設定

学校、児童生徒、地域の実態・実情等を考慮し、自校の具体的な目標を設定することが大切です。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、自尊感情を培うとともに、次のような力や技能などを総合的にバランスよく育成していくことが大切です。



イ 校内の推進体制

人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することが重要です。

各校務分掌の取組と人権教育の推進との関連を明確にし、学校の教育活動全体を通じて、推進できる体制を整えていくことが大切です。

